

○那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

平成23年3月10日

告示第27号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、市が木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるもの）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」に基づき、建築物の地震に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱第2条第1項の規定により茨城県知事が認定した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。

(対象建築物)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内に存する自己の居住の用に供する戸建住宅で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時において建築基準法第6条第1項各号に該当しなかった場合は、この限りでない。
- (3) 地上階数が2以下のもの
- (4) 延べ床面積が30平方メートル以上のもの
- (5) 在来軸組工法又は枠組壁工法により建築されたもの
- (6) 過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていないもの又は那珂市木造住宅耐震化推進事業補助金の交付対象となっていないもの

(派遣対象者)

第4条 耐震診断士の派遣を受けることができる者は、対象建築物の所有者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 那珂市暴力団排除条例（平成23年那珂市条例第31号）に規定する暴力団員等でないこと。

(申込手続)

第5条 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（派遣の決定通知等）

第6条 市長は、前条の木造住宅耐震診断申込書を受理した場合は、その内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断士派遣決定（変更）通知書（様式第2号）により、当該申込みをした者（以下「派遣決定者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書（様式第3号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定の内容に変更が生じたと認めるときは、木造住宅耐震診断士派遣決定（変更）通知書により派遣決定者に通知するものとする。

（耐震診断の辞退）

第7条 派遣決定者は、前条第1項による通知を受けた後、耐震診断を辞退するときは、木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第8条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

（2） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第5号）により派遣決定者に通知するものとする。

（派遣費用の負担）

第9条 派遣決定者は、派遣に要する費用として、1戸につき、2,000円を負担するものとする。

2 派遣決定者が耐震診断以外の業務を耐震診断士に依頼した場合は、当該耐震診断以外の業務に関する費用は、派遣決定者の負担とする。

（耐震診断士の派遣）

第10条 市長は、前条第1項の派遣費用の負担金の納入を確認後、耐震診断士を派遣するものとする。

2 前項の場合において、対象建築物が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の2までに規定する建築物であるときは、それぞれ当該各条に規定する建築士の資格を有する耐震診断士を派遣するものとする。

（認定証の提示）

第11条 派遣された耐震診断士は、業務に従事する場合は、茨城県が交付する茨城県木造住宅耐震診断士認定証を携帯し、派遣決定者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（結果報告）

第12条 耐震診断士は、耐震診断が完了したときは、市長に報告しなければならない。

ない。

- 2 市長は、耐震診断の結果を木造住宅耐震診断結果報告書（様式第6号）により、派遣決定者に通知するものとする。

（派遣決定者に対する指導等）

- 第13条 市長は、木造住宅耐震診断結果報告書に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣決定者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（守秘義務等）

- 第14条 耐震診断士は、当該耐震診断の業務に関し職務上知り得た秘密を漏らしはならない。耐震診断士の登録の有効期間の終了後及び登録の取消し後も同様とする。

- 2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 派遣事業に関し、派遣決定者に不必要な改修を勧めること。

（2） その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

（業務の委託）

- 第15条 市長は、この要綱に規定する業務の一部又は全部を委託することができる。

（補則）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第49号）

（施行期日）

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の那珂市市民活動団体登録制度実施要領、第3条の規定による改正前の那珂市難病患者福祉手当支給要項、第4条の規定による改正前の那珂市被災住宅復興支援利子補給金交付要綱、第5条の規定による改正前の那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱、第6条の規定による改正前の那珂市すこやか保育応援事業実施要領、第7条の規定による改正前の那珂市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要綱、第8条の規定による改正前の那珂市自立支援医療費、第9条の規定による改正前の那珂市国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要領、第10条の規定による改正前の那珂市介護保険サービス事業者等監査要綱、第11条の規定による改正前の那珂市介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱、第12条の規定による改正前の那珂市不妊治療費助成事業実施要項、第13条の規定による改正前の那珂市土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領、第14条の規定による改正前の那珂市都市計画法第53条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱要領、第15条の規定による改正前の那珂市都市計画法第65条第1項に規

定する建築行為等の許可申請取扱要領、第16条の規定による改正前の那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱及び第17条の規定による改正前の那珂市木造住宅耐震化推進事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年告示第133号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第67号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年告示第187号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

木造住宅耐震診断申込書

1 建築物所在地	那珂市
2 建築確認年月日	年 月 日 第 号
3 建築年月	年 月
4 階数・工法	階・在来軸組構法 枠組壁工法 (該当する構造方法に○印)
5 延べ床面積	m ²
6 備考	

那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき、以上のとおり申し込みます。

また、那珂市暴力団排除条例(平成23年那珂市条例第31号)に規定する暴力団員等でないことを誓約し、市税等の納付状況を調査確認することについて同意します。

年 月 日

那珂市長 様

申込者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

(注)

- (1) 「1 建築物所在地」欄は、地番で記入してください。
- (2) 建築確認通知書がある場合は、「2 建築確認年月日」欄から「5 延べ床面積」欄までを記入の上、申込時に建築確認通知書等を持参してください。
- (3) 増築等をしている場合は、新築時の建築確認年月日、建築年月、階数・工法を「2 建築確認年月日」欄、「3 建築年月」欄、「4 階数・工法」欄にそれぞれ記入し、その他のものを「6 備考」欄に記入してください。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長 印

木造住宅耐震診断士派遣決定(変更)通知書

年 月 日付けで申込みのあった木造住宅耐震診断士の派遣について、下記のとおり派遣を決定したので、那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 建築物所在地	那珂市
2 建築確認年月日	年 月 日 第 号
3 建築年月	年 月
4 階数・工法	階・在来軸組構法 枠組壁工法 (該当する構造方法に○印)
5 延べ床面積	m ²
6 耐震診断士の氏名 及び連絡先	
7 備考	

〈連絡事項〉

後日、耐震診断士から電話により調査日程の協議をします。また、調査の当日には、立ち会いをお願いします。

なお、建築確認通知書や建物の図面がある方は、耐震診断士に提示してください。

建物によっては、押入等から、天井裏をのぞく場合があります。お手数ですが、耐震診断を円滑に行うため、中の荷物の整理等をよろしくお願いします。

その他詳細につきましては、次の問い合わせ先に連絡してください。

【問い合わせ先】 那珂市 電話番号 029—298—1111(内線)	整理番号
---	------

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長 

木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書

年 月 日付けで申込みのあった木造住宅耐震診断士の派遣について、下記の理由により派遣をしないことに決定したので、那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

様式第4号(第7条関係)

木造住宅耐震診断士派遣辞退届

年 月 日

那珂市長 様

申込者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった木造住宅耐震診断士派遣決定について、那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第7条の規定により下記のとおり辞退します。

記

- 1 建築物の所在地 那珂市
- 2 辞退する理由

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長 

木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した木造住宅耐震診断士派遣決定について派遣を取り消したので、那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第8条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 建築物の所在地 那珂市
- 2 取消しの理由

第 号
年 月 日

様

那珂市長 印

木造住宅耐震診断結果報告書

あなたが所有している木造住宅の耐震診断(一般診断)の結果については別紙のとおりです
ので、那珂市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第12条第2項の規定により報告しま
す。

＜注意事項＞

この報告書は調査時点での診断状況ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持
管理をお願いします。

一般診断は、大地震(震度6程度)での倒壊の可能性(人命の保護に重点)について診断を行
うものと位置づけられています。(外壁・ガラス等の破損、建物の傾斜がないことを診断す
るものではありません。)

評点1.0未満の場合には、大地震時に建物の安全限界変形角を超え倒壊の可能性があるこ
とを表します。

なお、評点1.0以上1.5未満は「一応倒壊しない」と考えられますが、あくまでも目視に
よる外観調査に基づく診断結果のため、さまざまな不確定要素(壁内部の仕様、土台及び構
造部材の接合部の状況等)が含まれますので、最終的には、精密診断により耐震性能を判断
することをおすすめします。

また、本診断結果が1.0以上であっても、地震時に倒壊しないことを保証するものではあ
りません。

【問い合わせ先】 那珂市 電話番号 029—298—1111(内線)	整理番号
---	------